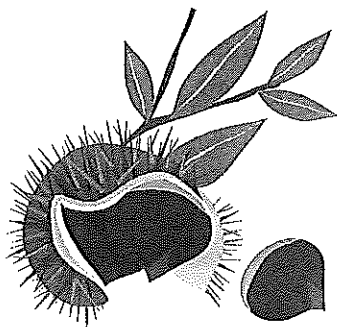


■採用・内定・試用期間をめぐるグレーゾーン

	質 問	回 答
1	事実上、一定年齢以下の者のみを採用することは違法ですか？	「結果的に」採用者の年齢が偏る場合は問題ありません。
2	採用前に健康情報を集めることは、プライバシーの侵害になりますか？	健康状態の事前調査は、原則として可能です。
3	内定を出す前の学生に健康診断を受けるよう求めることは違法ですか？	採用に当たり健康診断を実施して情報を収集すること自体は違法ではありません。
4	メンタル面での病歴を採用前に聞くことはプライバシーの侵害に該当しますか？	採用面接時に精神疾患を含めた過去の病歴を聞くことは認められています。
5	急激な経営環境悪化を理由として採用の内定を取り消しても問題ありませんか？	取消しは可能ですが、「整理解雇の4要素」を意識して対応する必要があります。
6	急激な経営環境悪化を理由として採用の内々定を取り消しても問題ありませんか？	原則として、合理的な理由がなくとも内々定を取り消すことは可能です。
7	試用期間が経過するまでは、解雇予告手当を支払いさえすれば会社は自由に解雇できますか？	試用期間中であっても、「客観的に合理的な理由」がない解雇（解約）は無効です。
8	正社員とすることを前提として期間雇用として採用した社員につき、期間雇用中に従業員として不適当と判断したので期間満了による雇止めをして正社員として採用しないことは問題ありますか？	問題があります。「期間雇用」とは名ばかりで試用期間を設定したと判断されます。
9	試用期間中の社員で遅刻を繰り返し注意しても改めない者を解雇したいのですが、勤怠不良を理由とする解雇は認められますか？	試用期間中の解雇では、成績が悪いというだけでなく、上司が注意・指導をしてもまったく従わない、遅刻を何度も繰り返すなど、今後雇用しても能力や勤務態度の改善が難しいと判断できる事情が必要です。

以上、求人・採用面接・内々定・内定・採用・試用期間をめぐるグレーゾーンについて述べてきました。日本の労働法では、採用までは未だ雇用契約を結んでいませんので比較的規制が緩いのですが、内定・採用後は雇用契約を結んだこととなりますので解約・解雇についての規制が厳しくなります。

このような原則論を押さえておけば、使用者が具体的に何をすべきかおのずと見えてくると思います。適切な人材を採用するための、一つの指針としていただければ幸いです。なお、詳細は小笠原宛にご相談ください。



10月6日より最低賃金が705円になりました。

助成金無料診断アンケート・シート

貴社名			
住 所			
TEL		FAX	
E-mail		業 種	
社員数		資本金	
御記入者		役 職	

つぎの質問にお答えください。

Q 1	労働保険（労災保険・雇用保険）に加入していますか？	YES	NO
Q 2	求人の際、ハローワークを利用することがありますか？	YES	NO
Q 3	就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていますか？	YES	NO
Q 4	就業規則等において定められている定年年齢は 65 歳ですか？	YES	NO
Q 5	既に社員全員の 65 歳までの再雇用等の継続雇用制度を導入していますか？	YES	NO
Q 6	雇用して 1 年以上経つ 60 歳以上 65 歳未満の社員がいますか？	YES	NO
Q 7	創業・別会社設立または異業種進出から 6 ヶ月以上経っていますか？	YES	NO
Q 8	新たに創業・別会社設立または異業種進出等、新事業の予定がありますか？	YES	NO
Q 9	Q 8 に伴い新たに社員を雇い入れる予定はありますか？	YES	NO
Q 10	Q 8 に伴い 250 万円以上の経費を予定していませんか？	YES	NO
Q 11	社員の定着率が悪くてお悩みではないですか？	YES	NO
Q 12	新たな雇入れについて 3 ヶ月間の試行雇用をしてみたいと思いませんか？	YES	NO
Q 13	事業の縮小、リストラ、休職、出向等を検討していますか？	YES	NO
Q 14	地域に貢献する新しい事業のため創業を考えていますか？	YES	NO
Q 15	社員の教育訓練、能力開発のための研修や支援等を検討していますか？	YES	NO
Q 16	新たに育児・介護に関する支援制度を作る予定がありますか？	YES	NO
Q 17	定年や整理解雇などによる離職予定者に対し、再就職支援措置を実施（検討）していますか？	YES	NO
Q 18	高齢者や障害者の雇入れを考えていますか？	YES	NO
Q 19	社員で在職中に障害者となられた方はいますか？	YES	NO
Q 20	過疎地域や農村地域に新たに事業所や工場の設置を検討していますか？	YES	NO
Q 21	直近 6 ヶ月間で解雇者（会社都合の離職者）を出していますか？	YES	NO
Q 22	労働保険料を適正に納付していますか？	YES	NO

ご協力ありがとうございます。上記のご回答をもとに厚生労働省関連の助成金の受給の可能性について、診断させていただきます。下記宛に FAX いただきますようお願い申し上げます。

オフィス小笠原 FAX 0134-24-4001